

亀山市告示第223号

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰に伴い、運営状況が厳しい障がい福祉サービス施設に対し、電気料金、ガス料金、車両燃料費及び食材費（以下「電気料金等」という。）に要する経費の一部を支援することにより、当該障がい福祉サービス施設の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な障がい福祉サービスの提供を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「障がい福祉サービス施設」とは、市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者若しくは第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下これらを「事業者」という。）が運営する施設であって、障がい福祉サービス（県又は市の指定を受けているものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下「サービス」という。）を提供するもの（以下「施設」という。）をいう。

- (1) 入所系 共同生活援助及び短期入所
- (2) 通所系 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援及び放課後等デイサービス
- (3) 訪問系 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援及び障害児相談支援

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市障がい福祉サービス施設物価

高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年7月1日（次条第1項第3号の経費のみを対象として補助金の交付を申請する場合は、同年10月1日）時点で施設を運営している事業者であって、引き続き、令和5年3月31日までの間、当該施設においてサービスの提供を行う意思があるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、交付対象者としなない。

- （1）代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者であり、又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与している事業者
- （2）政治団体
- （3）宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う事業者
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないとする者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設が令和4年7月1日（第3号の経費のみを対象として補助金の交付を申請する場合は、同年10月1日）から令和5年3月31日までの間に負担する次に掲げる経費とする。

- （1）電気料金
- （2）ガス料金
- （3）車両燃料費（令和4年10月1日時点で施設が所有し、又は賃貸借契約を締結している車両であって、かつ、次のいずれかの用途に使用しているものに要する経費に限る。）
 - ア 利用者の送迎
 - イ 施設の職員による利用者の居宅への訪問
 - ウ 利用者の医療機関への通院等
- （4）食材費（入所系の施設（共同生活援助を除く。）に係るものに限る。）

2 複数の種別のサービスを提供する施設にあつては、それぞれのサービスに係る経費を対象とする。

3 複数の種別のサービスに車両を使用し、又は複数の施設において車両を共用してい

る場合は、当該車両の使用頻度が最も高いサービス又は施設に係る車両燃料費を対象とする。

- 4 補助対象経費は、施設においてサービスを提供した月に要したものに限る。ただし、第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の日から令和5年3月31日までの間については、同項第2号の誓約書により、同日までの間のサービスを提供する意思を確認することをもってサービスを提供しているものとみなす。
- 5 前各項の規定にかかわらず、補助を受けようとする電気料金等が、亀山市が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する他の支援制度等に基づく助成金、補助金等の交付対象となる場合は、補助対象経費としない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体から交付された助成金、補助金等の交付対象となった経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分ごとに、同表中欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表右欄に掲げる算式により算定した額とする。ただし、1の施設につき、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付申請内訳書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 振込口座及び口座名義人が分かる通帳等の写し

2 前項の規定による申請は、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第12条に定める実績の報告を兼ねる。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

2 市長は、前項の審査において必要と認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	算式
入所系	電気料金	1,000円×サービスを提供した月数×定員（サービスについて県又は市の指定を受けている定員をいう。以下同じ。）
	ガス料金	125円×サービスを提供した月数×定員
	車両燃料費	500円×サービスを提供した月数×車両の台数
	食材費	750円×サービスを提供した月数×定員
通所系	電気料金	600円×サービスを提供した月数×定員
	ガス料金	85円×サービスを提供した月数×定員
	車両燃料費	1,250円×サービスを提供した月数×車両の台数
訪問系	電気料金	7,500円×サービスを提供した月数
	ガス料金	950円×サービスを提供した月数
	車両燃料費	500円×サービスを提供した月数×車両の台数

備考 サービスを提供した月数は、電気料金、ガス料金及び食材費については令和4年7月から令和5年3月までの間、車両燃料費については令和4年10月から令和5年3月までの間にサービスを提供した月数とする。